佐賀県訓令甲第6号

県土づくり本部 各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程(昭和29年佐賀県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。 平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項)	(所長の専決事項)
第3条略	第3条 略
2 • 3 略	2 • 3 略
4 副所長、室長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。	4 副所長、室長、課長 <u>、副室長</u> 及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。
5 略	5 略

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。